



臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金 が支給されます

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、その影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として下記のとおり給付金が支給されます。

給付金の名称	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
給付の対象	基準日(平成26年1月1日)において美浦村に住民登録がされている方 ※両方の条件を満たしている場合には、臨時福祉給付金のみが支給されます。 ※2つの給付金を受け取ることはできません。 ※生活保護制度の受給者である場合等は対象外です。	
	《支給対象者》 平成26年度の住民税(均等割)が課税されていない方 ※ただし、課税されている方に扶養されている場合は対象外です。	《支給対象者》 次の要件をすべて満たす方が対象です。 ・平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している ・平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満 《対象児童》 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
給付額	支給対象者1人につき1万円 ※加算対象者(各種基礎年金受給者、児童扶養手当受給者等)には5千円を加算	対象児童1人につき1万円
申請期間	平成26年6月30日(月)～9月30日(火) 午前8時30分～午後5時15分まで	
お問い合わせ	【6月16日(月)～9月30日(火)までの期間】 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口 専用ダイヤル ☎029-885-8651 【上記以外の期間】 役場福祉介護課 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金係 ☎029-885-0340	

「こころの体温計」が美浦村で始まりました！ (メンタルヘルスチェック)

<https://fishbowlindex.jp/miho/>

村では、広く村民の皆さまに「こころの健康」に関心をもっていただき、メンタルヘルスチェックにより問題の早期発見・早期治療を推進するため、5月1日からインターネットを使った「こころの体温計」の運用を開始しました。携帯電話やパソコンを利用して、心のストレス度や落ち込み度等、以下の4種類についてチェックできます。お気軽にご利用ください。

本人モード

アルコールチェックモード

家族モード

ストレス対処タイプテスト



QRコード

介護保険を利用するには？

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって保険料を納入することにより制度を支えていただき、自らが介護や支援が必要になったときにサービスを受けられる、支え合いの制度です。ここでは、サービスを利用するための申請から要介護・要支援認定までの手続きをご紹介します。

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

① 役場福祉介護課窓口へ申請書を提出します

職員が心身の状態等について簡単にお聞きします。申請には介護保険の被保険者証（40歳から64歳の方は健康保険の被保険者証）が必要です。

※入院直後や退院の目途が立たない場合等、結果が出るまで（原則30日以内）に心身の状態が大きく変わってしまう可能性がある方は、申請を少しお待ちいただく場合があります。

②-1 訪問調査を受ける

認定調査員（役場職員等）がご自宅や入院先を訪問し、心身の状態等を詳しくお聞きします。

②-2 主治医意見書の依頼

かかりつけの医師に傷病や心身の状態、介護に関する意見を求めます。申請時に書類一式をお渡ししますので、病院受診時にかかりつけ医に「主治医意見書」の作成を依頼してください。意見書が届かないと一次判定にかけられませんので、お早めの依頼をお願いします。

③ 一次判定

全国一律のコンピュータソフトで判定を行います。

④ 二次判定（介護認定審査会）

保健・医療・福祉の専門家で構成された介護認定審査会が、一次判定の結果や訪問調査時の資料、主治医意見書等を基にどの程度の介護が必要か総合的に審査し、要介護状態区分が決定されます。

⑤ 要介護認定等結果通知

原則として、申請から30日以内に「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」を申請者本人へ送付します。

介護保険が必要である

要支援 1・2 7段階で
要介護 1～5 判定

介護保険が必要でない

非該当（自立）と判定

地域支援事業・福祉サービスの利用

介護を受ける状態ではありませんが、介護予防サービスや高齢者向けのサービスについて、地域包括支援センターよりご案内します。

介護保険サービスの利用

【在宅でサービスを利用したい方】 居宅介護支援事業者（要支援の方は地域包括支援センター）と契約し、ケアマネージャーと相談しながらケアプランを作成し、サービスの利用を開始します。

【施設入所を希望される方】 施設に直接申し込みます。入所決定後、施設でのケアプランを作成し、サービスの利用を開始します。